

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

一

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

一

○都市計画の変更

(都市計画課)

二

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(税務課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(港湾課)

五

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

六

告示

○宮城県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字本沢虚空蔵一八の一（次の図に示す部分に限る。）、字草木沢荒谷裏三の一から三の三まで、四、三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字草木沢向小田一〇の一から一〇の六まで、一〇の七、一〇の八、一〇の九、一〇の一〇、一〇の一〇の四、一〇の一〇の五、一〇の一〇の六（次の図に示す部分に限る。）、一一の七〇から一一の七四まで、一二の二、字本沢重沢一の一、四の三、四の四、四の八、九の一、九の三

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢北山一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次「次」及び「次」とありは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十五年一月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
岩崎	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字富沢字岩崎、同町大字富沢字青木町、同町大字富沢字大仏前(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び宮城県大河原土木事務所
葛岡	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町槻木西二丁目(次の図のとおり)		
葛岡	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町槻木西二丁目(次の図のとおり)		
鍛冶内	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町大字人間田字外谷地(次の図のとおり)		

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。)

○宮城県告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 種類 石巻広域都市計画道路
 - 名称
 - 三・二・一 号河南石巻工業港線
 - 三・二・二 号門脇流留線
 - 三・四・一 〇号新橋双葉線
 - 三・四・一 六号石巻駅本草原線
 - 三・四・一 七号門脇稲井線
 - 三・二・一 八号南光門脇線
 - 三・四・一 一 三号矢本大曲線
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 追加する部分

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 調達案件及び数量 宮城県税務業務用端末等賃貸借 一式
 - 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 履行期間 契約締結日から平成三十一年三月三十一日まで
 - 履行場所 宮城県行政庁舎ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 石巻市双葉町、大街道東二丁目、門脇字元明神、同字明神、同字捨喰、同字浦屋敷、中屋敷二丁目、新館二丁目、中浦二丁目、三ツ股四丁目、三ツ股三丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道南四丁目、大街道南三丁目、大街道東三丁目、南光町二丁目、南光町一丁目、門脇町五丁目、南浜町四丁目、南浜町三丁目、雲雀野町一丁目、宜山町、門脇町四丁目及び門脇町三丁目の各一部
- 東松島市矢本字一本杉、同字中田、同字新沼、同字南浦、同字蜂谷浦、同字関の内、大曲字横沼及び同字新田の各一部
- 2 廃止する部分
- 石巻市双葉町、南光町二丁目、門脇字元明神、同字元捨喰、同字捨喰、同字浦屋敷、中屋敷一丁目、新館三丁目、新館一丁目、中浦二丁目、三ツ股二丁目、築山一丁目、築山二丁目、大街道南四丁目、大街道南二丁目、大街道東三丁目、大街道東二丁目、宜山町、南光一丁目、南浜四丁目、雲雀野町一丁目、門脇五丁目及び門脇三丁目の各一部
- 東松島市矢本字一本杉、同字中田、同字新沼、同字南浦、同字蜂谷浦、同字関の内、大曲字横沼、字新沼、同字堺堀、同字西田、同字寺前、同字寺沼、同字上納南、同字上納、同字関の内及び赤井字鷺塚の各一部

3 公告の日から落札決定の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 仕様書に示す要件を満たした納入機器等の仕様等を入札説明書で定める期日までに県に提出することができること。

9 セキュリティに関して次に掲げるいずれかの事項に該当すること。

(一) JIS Q 27001又はISO/IEC 27001を取得していること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を有していること。

10 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1から7までの要件のすべてを満たしていること。また、協定書又は委任状等により企業連合の代表として指定された構成員（以下「代表構成員」という。）は8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年二月二十七日（水）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録）（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあら

はじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部税務課システム開発班(担当 柴田 翔 電話〇二一・二二一・二三三二)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十五年二月十九日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年二月十四日(木)午後五時までに2あて申し出ること。

4 現場説明会 行わない。

5 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

6 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十五年三月五日(火)午前九時から平成二十五年三月六日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 郵送の場合は、平成二十五年三月六日(水)午後五時まで。郵送に当たっては、調達案件名及び開札日を中封筒に記載し、入札書在中の旨外封筒に朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2の場所に提出すること。

なお、期限を過ぎて提出された入札書はいかなる事由があっても受理しない。

ロ 持参の場合は、7の開札の日時まで開札場所に提出すること。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年三月七日(木)午後一時三十分

(二) 場所 宮城県庁舎九階九〇一会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四5の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入

札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税の額及び地方消費税の額(当該額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行うものであつて、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつたときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書及び仕様書による。

七 概要

Summary

1 Place and Deadline to Submit Bid : March 6, 2013, System Development Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.

2 Item (s)/Service (s) to be Procured : Lease of tax service terminal for Miyagi Prefecture-1 set

3 Place and Time of Bid Selection : March 7, 2013, 1:30 p.m., Miyagi Prefectural Government Office building, 9th Floor, 901 Meeting Room, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.

4 Contact : Sho Shibata, System Development Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 仙台港区廃棄物処理業務 一式

2 調達役務の仕様等 入札説明書による。

3 履行期間 契約締結日の翌日から平成二十五年三月二十九日まで。ただし、契約締結後に宮城県議会（平成二十五年二月定例会）において議決を得た場合、平成二十六年二月二十八日まで履行期間の延長を予定している。

4 履行場所 仙台市宮城野区港二丁目地内外

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 本件業務で対象とする廃棄物（六種類…廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）を処理するために必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項（収集運搬）及び同条第六項（処分）の許可を得ていること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成九年十一月一日施行）に基づく資格制限を受けている期間中の者でないこと。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に掲げる次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為と見なす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 開札時までの間において知事から当該資格に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

10 資格審査申請場所 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されてい

ない者で入札を希望するものは、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要な事項を記入の上、左記の場所に提出すること。ただし、平成二十五年二月十五日(金)までに申請を行わなかったときには、資格が与えられない場合があるので注意すること。

千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班
電話〇二二・二二二・三三三三三

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県土木部港湾課調整班(担当 晝八 治 電話〇二二・二二二・三三三三)
- 2 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十五年一月二十五日(金)から同年二月二十一日(木)までの土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

4 入札書の提出期限

郵送により提出する場合は、入札に係る調達役務の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて平成二十五年三月七日(木)午後五時までに到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年三月八日(金)午前十時 宮城県行政庁舎八階土木部会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者

- 2 本件契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を入札書に記載すること。

- 5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

- 7 契約書作成の要否 要

- 8 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service Required : Waste disposal at Sendai Port area

- 2 Duration of Contract : From the day following the contract date to March 29, 2013.

After the contract has been concluded and if the budget is passed in the Miyagi Prefectural Assembly, the duration of the contract will be extended to February 28, 2014.

- 3 Enforcement Place : Port of Sendai Shiogama (Sendai Port area) Central Park and other designated places.

- 4 Deadline for Bid : March 7, 2013, 5 : 00 p.m.

- 5 Contact Person : Osamu Chubachi, Development & Construction Section, Ports and Harbors Development Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3211 Fax: 022-211-3296

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年一月二十五日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町加瀬字野中沢百十二番及び百十三番の一 番

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
宮城郡利府町加瀬字野中沢九十三番地 高橋 信吾